



食安発第1228001号
平成19年12月28日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第156号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成19年厚生労働省告示第433号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の一部が改正されたので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾なきよう取り計らわれない。

また、当該改正の内容につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、ネオテームを省令別表第1に追加すること。

2 告示関係

(1) 法第11条第1項の規定に基づき、ネオテームの成分規格を設定すること。

(2) 法第11条第1項の規定に基づき、農薬ジクロトホス、シニドンエチル、シメコナゾール、スピロメシフェン、ビフェントリン、ピラクロニル、ピリプロキシフェン及びペノキスラムについて農産食品等に係る残留基準値を設定したこと（別紙1参照）。なお、スピロメシフェン及びピラクロニルに係る試験法については、本日付け食安発第1228004号当職通知を参照されたい。

- (3) 法第11条第1項の規定に基づき、動物用医薬品トルトラズリル、フルニキシム、マルボフロキサシン及びメロキシカムについて畜水産食品等に係る残留基準値を設定したこと（別紙2参照）。なお、トルトラズリル及びメロキシカムに係る試験法については、本日付け食安発第1228004号当職通知を参照されたい。

第2 施行・適用期日

1 省令関係

公布日から施行されるものであること。

2 告示関係

公布日から適用されるものであること。ただし、基準値を改正するもののうち、「米」、「大豆」、「小豆類」、「えんどう」、「そら豆」、「らつかせい」、「その他の豆類」、「ばれいしよ」、「さといも類」、「かんしよ」、「やまいも」、「こんにやくいも」、「その他のいも類」、「てんさい」、「だいこん類の根」、「だいこん類の葉」、「かぶ類の根」、「かぶ類の葉」、「西洋わさび」、「クレソン」、「はくさい」、「キャベツ」、「芽キャベツ」、「ケール」、「こまつな」、「きょうな」、「チンゲンサイ」、「カリフラワー」、「ブロッコリー」、「その他のあぶらな科野菜」、「ごぼう」、「サルシフィー」、「アーティチョーク」、「チコリ」、「エンダイブ」、「しゅんぎく」、「レタス」、「その他のきく科野菜」、「たまねぎ」、「ねぎ」、「にんにく」、「にら」、「アスパラガス」、「わけぎ」、「その他のゆり科野菜」、「にんじん」、「パースニップ」、「パセリ」、「セロリ」、「みつば」、「その他のせり科野菜」、「トマト」、「ピーマン」、「なす」、「その他のなす科野菜」、「きゅうり」、「かぼちや」、「しろうり」、「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「その他のうり科野菜」、「ほうれんそう」、「たけのこ」、「オクラ」、「しょうが」、「未成熟えんどう」、「未成熟いんげん」、「えだまめ」、「マッシュルーム」、「しいたけ」、「その他のきのこ類」、「その他の野菜」、「みかん」、「なつみかんの果実全体」、「レモン」、「オレンジ」、「グレープフルーツ」、「ライム」、「その他のかんきつ類果実」、「りんご」、「日本なし」、「西洋なし」、「マルメロ」、「びわ」、「もも」、「ネクタリン」、「あんず」、「すもも」、「うめ」、「おうとう」、「いちご」、「ラズベリー」、「ブラックベリー」、「ブルーベリー」、「クランベリー」、「ハuckleベリー」、「その他のベリー類果実」、「ぶどう」、「かき」、「バナナ」、「キウイ」、「パパイヤ」、「アボカド」、「パイナップル」、「グアバ」、「マンゴー」、「パッションフルーツ」、「なつめやし」、「その他の果実」、「茶」、「その他のスパイス」及び「その他のハーブ」に残留するシニドンエチルの基準値、「だいこん類の葉」、「かぶ類の葉」、「クレソン」、「芽キャベツ」、「ケール」、「こまつな」、「きょうな」、「チンゲンサイ」、「カリフラワー」、「ブロッコリー」、「その他のあぶらな科野菜」、「アーティチョーク」、「チコリ」、「エンダイブ」、「しゅんぎく」、「レタス」、「その他のきく科野菜」、「たまねぎ」、「にんにく」、「にら」、

「アスパラガス」、「わけぎ」、「その他のゆり科野菜」、「パセリ」、「セロリ」、「みつば」、「その他のせり科野菜」、「トマト」、「なす」、「その他のなす科野菜」、「きゅうり」、「かぼちや」、「しろうり」、「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「その他のうり科野菜」、「ほうれんそう」、「その他の野菜」、「なつみかんの果実全体」、「レモン」、「オレンジ」、「グレープフルーツ」、「ライム」、「その他のかんきつ類果実」、「マルメロ」、「びわ」、「もも」、「あんず」、「すもも」、「うめ」、「おうとう」、「いちご」、「ラズベリー」、「ブラックベリー」、「ブルーベリー」、「クランベリー」、「ハックルベリー」、「その他のベリー類果実」、「ぶどう」、「かき」、「バナナ」、「キウイ」、「パパイヤ」、「アボカド」、「パイナップル」、「グアバ」、「マンゴー」、「パッションフルーツ」、「なつめやし」、「その他の果実」、「その他のスパイス」及び「その他のハーブ」に残留するシメコナゾールの基準値、「小麦」、「大麦」、「てんさい」、「はくさい」、「キャベツ」、「芽キャベツ」、「こまつな」、「カリフラワー」、「ブロッコリー」、「いちご」及び「乳」に残留するスピロメシフェンの基準値、「豚の脂肪」、「豚の食用部分」、「鶏の卵」及び「その他の家きんの卵」に残留するトルトラズリルの基準値、「米」、「ライ麦」、「そば」、「えんどう」、「そら豆」、「こんにやくいも」、「かぶ類の根」、「西洋わさび」、「ごぼう」、「サルシフィー」、「チコリ」、「しゆんぎく」、「その他のきく科野菜」、「たまねぎ」、「にんにく」、「にら」、「わけぎ」、「その他のゆり科野菜」、「にんじん」、「パースニップ」、「パセリ」、「セロリ」、「みつば」、「その他のせり科野菜」、「かぼちや」、「しろうり」、「その他のうり科野菜」、「ほうれんそう」、「たけのこ」、「オクラ」、「しょうが」、「マッシュルーム」、「しいたけ」、「その他のきのこ類」、「あんず」、「うめ」、「ラズベリー」、「ブラックベリー」、「ブルーベリー」、「クランベリー」、「ハックルベリー」、「キウイ」、「アボカド」、「パイナップル」、「グアバ」、「マンゴー」、「パッションフルーツ」、「なつめやし」、「その他の果実」及び「ぎんなん」に残留するピフェントリンの基準値、「米」、「小麦」、「大麦」、「ライ麦」、「とうもろこし」、「そば」、「その他の穀類」、「らつかせい」、「ばれいしよ」、「さといも類」、「かんしよ」、「やまいも」、「こんにやくいも」、「その他のいも類」、「てんさい」、「さとうきび」、「だいこん類の根」、「だいこん類の葉」、「かぶ類の根」、「かぶ類の葉」、「西洋わさび」、「クレソン」、「ケール」、「こまつな」、「きょうな」、「その他のあぶらな科野菜」、「ごぼう」、「サルシフィー」、「アーティチョーク」、「チコリ」、「エンダイブ」、「しゆんぎく」、「レタス」、「その他のきく科野菜」、「ねぎ」、「にんにく」、「にら」、「アスパラガス」、「わけぎ」、「その他のゆり科野菜」、「にんじん」、「パースニップ」、「パセリ」、「セロリ」、「みつば」、「その他のせり科野菜」、「ピーマン」、「その他のなす科野菜」、「きゅうり」、「かぼちや」、「しろうり」、「その他のうり科野菜」、「ほうれんそう」、「たけのこ」、「オクラ」、「しょうが」、「マッシュルーム」、「しいたけ」、「その他のきのこ類」、「その他の野菜」、「ネクタリン」、「あんず」、「すもも」、「うめ」、「おうとう」、「ラズベ

リー」、「ブラックベリー」、「ブルーベリー」、「クランベリー」、「ハックルベリー」、「その他のベリー類果実」、「かき」、「バナナ」、「キウイ」、「パパイヤ」、「アボカド」、「パイナップル」、「マンゴー」、「なつめやし」、「その他の果実」、「ひまわりの種子」、「ごまの種子」、「べにばなの種子」、「なたね」、「その他のオイルシード」、「ぎんなん」、「くるみ」、「コーヒー豆」、「カカオ豆」、「ホップ」、「その他のスパイス」、「その他のハーブ」、「豚の筋肉」、「豚の脂肪」、「豚の肝臓」、「豚の腎臓」、「豚の食用部分」及び「乳」に残留するピリプロキシフェンの基準値、「その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉」及び「その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪」に残留するフルニキシンの基準値、「牛の筋肉」、「豚の筋肉」、「牛の肝臓」、「豚の肝臓」、「牛の腎臓」、「豚の腎臓」、「牛の食用部分」、「豚の食用部分」及び「乳」に残留するマルボフロキサシンの基準値並びに「豚の筋肉」、「豚の脂肪」、「牛の肝臓」、「豚の肝臓」、「その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓」、「牛の腎臓」、「豚の腎臓」、「牛の食用部分」及び「豚の食用部分」に残留するメロキシカムの基準値については、平成20年6月28日から適用されるものであること。

第3 運用上の注意

- 1 ネオテームの使用基準は設定しないものの、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないよう、関係業者に周知されたいこと。
- 2 ネオテーム並びにそれを含む食品及び添加物製剤については、法第19条第1項の規定に基づき添加物の表示を行うよう、関係業者に対して指導されたいこと。

第4 残留基準

- 1 残留基準を設定したスピロメシフェンは、スピロメシフェン及び4-ヒドロキシ-3-メシチル-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オンをスピロメシフェン含量に換算したものの和をいうこと。
- 2 残留基準を設定したトルトラズリルは、トルトラズリル並びにトルトラズリルスルホン及びトルトラズリルスルホキシドをトルトラズリル含量に換算したものの和をいうこと。

第5 その他

法に基づく残留基準値の設定に合わせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくスピロメシフェン、ピラクロニル及びペノキスラムの農薬としての登録並びにピリプロキシフェン及びビフェントリンに係る適用拡大のための変更登録並びに薬事法（昭和35年法律第145号）に基づくマルボフロキサシン及びメロキシカムを有効成分とする薬剤に係る承認が農林水産省におい

て行われること。

(別紙1)

ジクロトホス(殺虫剤)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
綿実	○ 0.05	0.05

シニドンエチル(除草剤)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう)	●	0.1
小麦	○ 0.1	0.1
大麦	○ 0.1	0.1
ライ麦	○ 0.1	0.1
とうもろこし	○ 0.1	0.1
そば	○ 0.1	0.1
その他の穀類 ¹	○ 0.1	0.1
大豆	●	0.1
小豆類(いんげん、ささげを含む) ²	●	0.05
えんどう	●	0.05
そら豆	●	0.05
らつかせい	●	0.1
その他の豆類 ³	●	0.05
ばれいしよ	●	0.05
さといも類(やつがしらを含む)	●	0.05
かんしよ	●	0.05
やまいも(長いもをいう)	●	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類 ⁴	●	0.05
てんさい	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.05
はくさい	●	0.05
キャベツ	●	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜 ⁵	●	0.05

シニドソエチル(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	●	0.05
その他のさく科野菜 ⁶	●	0.05
たまねぎ	●	0.05
ねぎ(リーキを含む)	●	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	0.05
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜 ⁷	●	0.05
にんじん	●	0.05
パースニップ	●	0.05
パセリ	●	0.05
セロリ	●	0.05
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜 ⁸	●	0.05
トマト	●	0.05
ピーマン	●	0.05
なす	●	0.05
その他のなす科野菜 ⁹	●	0.05
きゅうり(ガーキンを含む)	●	0.05
かぼちや(スカッシュを含む)	●	0.05
しろり	●	0.05
すいか	●	0.05
メロン類果実	●	0.05
まくわり	●	0.05
その他のうり科野菜 ¹⁰	●	0.05
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類 ¹¹	●	0.05
その他の野菜 ¹²	●	0.05

シニドンエチル(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05
その他のかんきつ類果実 ¹³	●	0.05
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず(アプリコットを含む)	●	0.05
すもも(プルーンを含む)	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう(チェリーを含む)	●	0.05
いちご	●	0.05
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハックルベリー	●	0.05
その他のベリー類果実 ¹⁴	●	0.05
ぶどう	●	0.05
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.05
その他の果実 ¹⁵	●	0.05
茶	●	0.1
ホップ	○ 0.1	0.1
その他のスパイス ¹⁸	●	0.05
その他のハーブ ¹⁹	●	0.05

シメコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米(玄米をいう)	○ 0.1	0.1
大豆	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	●	0.2
かぶ類の葉	●	0.2
クレソン	●	0.2
芽キャベツ	●	0.2
ケール	●	0.2
こまつな	●	0.2
きょうな	●	0.2
チンゲンサイ	●	0.2
カリフラワー	●	0.2
ブロッコリー	●	0.2
その他のあぶらな科野菜 ⁵	●	0.2
アーティチョーク	●	0.2
チコリ	●	0.2
エンダイブ	●	0.2
しゅんぎく	●	0.2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	●	0.2
その他のきく科野菜 ⁶	●	0.2
たまねぎ	●	0.2
ねぎ(リーキを含む)	○ 0.2	0.2
にんにく	● 0.1	0.2
にら	●	0.2
アスパラガス	●	0.2
わけぎ	●	0.2
その他のゆり科野菜 ⁷	●	0.2
パセリ	●	0.2
セロリ	●	0.2
みつば	●	0.2
その他のせり科野菜 ⁸	●	0.2
トマト	● 0.2	0.5
なす	●	0.5
その他のなす科野菜 ⁹	●	0.5
きゅうり(ガーキンを含む)	● 0.3	0.5
かぼちや(スカッシュを含む)	●	0.5
しろり	●	0.5
すいか	● 0.1	1
メロン類果実	● 0.1	1
まくわうり	●	1
その他のうり科野菜 ¹⁰	●	0.5
ほうれんそう	●	0.2
その他の野菜 ¹²	●	0.5

シメコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後)		現行基準 (改正前)	
		ppm		ppm
みかん	○	0.1		0.1
なつみかんの果実全体	●	0.3		0.5
レモン	●	0.3		0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	●	0.3		0.5
グレープフルーツ	●	0.3		0.5
ライム	●	0.3		0.5
その他のかんきつ類果実 ¹³	●	0.3		5
りんご	○	0.5		0.5
日本なし	○	0.5		0.5
西洋なし	○	0.5		0.5
マルメロ	●			0.5
びわ	●			1
もも	●	0.7		1
ネクタリン	○	0.5		0.5
あんず(アプリコットを含む)	●	1		5
すもも(プルーンを含む)	●	0.3		5
うめ	●			5
おうとう(チェリーを含む)	●	3		5
いちご	●	3		5
ラズベリー	●			5
ブラックベリー	●			5
ブルーベリー	●			5
クランベリー	●			5
ハックルベリー	●			5
その他のベリー類果実 ¹⁴	●			5
ぶどう	●	0.2		5
かき	●	0.2		0.5
バナナ	●			0.5
キウイ	●			1
パパイヤ	●			0.5
アボカド	●			0.5
パイナップル	●			0.5
グアバ	●			0.5
マンゴー	●			0.5
パッションフルーツ	●			0.5
なつめやし	●			5
その他の果実 ¹⁵	●			5
茶	○	10		10
その他のスパイス ¹⁸	●	0.3		5
その他のハーブ ¹⁹	●			0.5
魚介類	○	0.02		

スピロメシフェン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
小麦	● 0.01	0.03
大麦	● 0.01	0.03
とうもろこし	○ 0.02	0.02
その他の穀類 ¹	○ 0.01	
ばれいしよ	○ 0.02	0.02
さといも類(やつがしらを含む)	○ 0.02	0.02
かんしよ	○ 0.02	0.02
やまいも(長いもをいう)	○ 0.02	0.02
その他のいも類 ⁴	○ 0.02	0.02
てんさい	● 0.01	0.03
クレソン	○ 12	10
はくさい	●	2
キャベツ	● 2.0	2
芽キャベツ	● 2.0	2
ケール	○ 12	10
こまつな	●	10
きょうな	○ 12	10
チンゲンサイ	○ 12	10
カリフラワー	● 2.0	2
ブロッコリー	● 2.0	2
その他のあぶらな科野菜 ⁵	○ 12	10
チコリ	○ 12	10
エンダイブ	○ 12	10
しゅんぎく	○ 12	10
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	○ 12	10
その他のきく科野菜 ⁶	○ 12	10
パセリ	○ 12	10
その他のせり科野菜 ⁷	○ 12	10
トマト	○ 0.7	0.3
ピーマン	○ 0.45	0.3
なす	○ 0.45	0.3
その他のなす科野菜 ⁸	○ 0.45	0.3
きゅうり(ガーキンを含む)	○ 0.1	0.1
かぼちや(スカッシュを含む)	○ 0.1	0.1
しろり	○ 0.1	0.1
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
まくわり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜 ⁹	○ 0.1	0.1
ほうれんそう	○ 12	10
しょうが	○ 0.02	0.02
その他の野菜 ¹²	○ 12	10
りんご	○ 2	
日本なし	○ 2	
西洋なし	○ 2	

スピロメシフェン(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
おうとう(チェリーを含む)	○ 5	
いちご	● 2.0	2
その他の果実 ¹⁵	○ 0.45	0.3
綿実	○ 0.5	0.5
茶	○ 30	
その他のスパイス ¹⁸	○ 10	10
その他のハーブ ¹⁹	○ 10	10
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	● 0.01	0.1

ピフェントリン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米(玄米をいう)	●	1
小麦	○ 0.5	0.5
大麦	○ 0.05	0.05
ライ麦	● 0.05	1
とうもろこし	○ 0.05	0.05
そば	● 0.05	1
その他の穀類 ¹	○ 0.1	0.1
大豆	○ 0.1	0.1
小豆類(いんげん、ささげを含む) ²	○ 0.1	0.1
えんどう	● 0.05	0.1
そら豆	● 0.05	0.1
らつかせい	○ 0.1	0.1
その他の豆類 ³	○ 0.2	0.2
ばれいしよ	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む)	○ 0.05	0.05
かんしよ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう)	○ 0.05	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類 ⁴	○ 0.05	0.05
てんさい	○ 0.2	0.2
さとうきび	○ 0.01	0.01

ピフェントリン(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	○ 0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	○ 1	1
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	○ 3.5	1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	○ 2	1
はくさい	○ 0.5	0.5
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 2	2
ケール	○ 3.5	1
こまつな	○ 3.5	1
きょうな	○ 3.5	1
チンゲンサイ	○ 3.5	1
カリフラワー	○ 0.05	0.05
ブロッコリー	○ 0.1	0.1
その他のあぶらな科野菜 ⁵	○ 3.5	1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	○ 0.2	0.2
チコリ	●	1
エンダイブ	○ 2	1
しゅんぎく	●	1
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	○ 3.0	1
その他のきく科野菜 ⁶	●	1
たまねぎ	●	0.05
ねぎ(リーキを含む)	○ 0.5	0.5
にんにく	●	0.05
にら	● 0.05	1
アスパラガス	○ 0.1	0.1
わけぎ	●	1
その他のゆり科野菜 ⁷	●	1
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	1
セロリ	●	1
みつば	●	1
その他のせり科野菜 ⁸	●	1
トマト	○ 0.5	0.5
ピーマン	○ 0.5	0.4
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 ⁹	○ 0.5	0.5
きゅうり(ガーキンを含む)	○ 0.5	0.5
かぼちや(スカッシュを含む)	● 0.4	0.5
しろうり	● 0.4	0.5
すいか	○ 0.2	0.2

ピフェントリン(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
メロン類果実	○ 0.2	0.2
まくわうり	○ 0.4	0.1
その他のうり科野菜 ¹⁰	● 0.4	0.5
ほうれんそう	● 0.2	1
たけのこ	●	0.1
オクラ	●	0.4
しょうが	● 0.05	0.1
未成熟えんどう	○ 0.6	0.2
未成熟いんげん	○ 0.6	0.5
えだまめ	○ 0.6	0.6
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類 ¹¹	●	0.05
その他の野菜 ¹²	○ 0.1	0.1
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 2	1
レモン	○ 2	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	○ 2	1
グレープフルーツ	○ 2	1
ライム	○ 2	1
その他のかんきつ類果実 ¹³	○ 2	1
りんご	○ 1	0.5
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	○ 0.1	0.1
びわ	○ 0.1	0.1
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	○ 1	0.5
あんず(アプリコットを含む)	● 1	2
すもも(プルーンを含む)	○ 0.1	0.1
うめ	● 1	2
おうとう(チェリーを含む)	○ 2	2
いちご	○ 2	2
ラズベリー	● 1.0	2
ブラックベリー	● 1.0	2
ブルーベリー	●	2
クランベリー	●	2
ハックルベリー	●	2
その他のベリー類果実 ¹⁴	○ 2	2
ぶどう	○ 2	2
かき	○ 0.5	0.5
バナナ	○ 0.1	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	○ 0.5	0.5
アボカド	●	0.5

ビフェントリン(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	● 0.3	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	2
その他の果実 ¹⁵	● 0.3	2
ひまわりの種子	○ 0.1	0.1
ごまの種子	○ 0.1	0.1
べにばなの種子	○ 0.1	0.1
綿実	○ 0.5	0.5
なたね	○ 0.1	0.1
その他のオイルシード ¹⁶	○ 0.1	0.1
ぎんなん	●	0.05
くり	○ 0.05	0.05
ペカン	○ 0.05	0.05
アーモンド	○ 0.05	0.05
くるみ	○ 0.05	0.05
その他のナッツ類 ¹⁷	○ 0.05	0.05
茶	○ 25	25
カカオ豆	○ 0.1	0.1
ホップ	○ 10	10
その他のスパイス ¹⁸	○ 10	2
その他のハーブ ¹⁹	○ 3.5	1
牛の筋肉	○ 0.5	0.3
豚の筋肉	○ 0.5	0.3
その他の陸棲哺乳類 ²⁰ に属する動物の筋肉	○ 0.5	0.3
牛の脂肪	○ 0.5	0.5
豚の脂肪	○ 2	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 2	2
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.5	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.5	0.2
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.5	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.5	0.2
牛の食用部分	○ 0.5	0.2
豚の食用部分	○ 0.5	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.5	0.2
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家きん ²¹ の筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	0.05

ピフェントリン(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家さんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家さんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家さんの卵	○ 0.01	0.01
小麦粉(全粒粉に限る。)	○ 0.5	0.5
小麦粉(全粒粉を除く。)	○ 0.2	0.2
小麦ふすま	○ 2	2

ピラクロニル(除草剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米(玄米をいう)	○ 0.05	

ピリプロキシフェン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米(玄米をいう)	●	0.1
小麦	●	0.1
大麦	●	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	●	0.6
そば	●	0.1
その他の穀類 ¹	●	0.1
大豆	○ 0.2	0.1
小豆類(いんげん、ささげを含む) ²	○ 0.2	0.1
えんどう	○ 0.2	0.1
そら豆	○ 0.2	0.1
らつかせい	●	0.1
その他の豆類 ³	○ 0.2	0.1
ばれいしよ	●	0.1
さといも類(やつがしらを含む)	●	0.1
かんしよ	●	0.1
やまいも(長いもをいう)	●	0.1
こんにやくいも	●	0.1
その他のいも類 ⁴	●	0.1
てんさい	●	0.1
さとうきび	●	0.1

ピリプロキシフェン(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後)		現行基準 (改正前)
	ppm		ppm
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	●		0.1
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	●		0.1
かぶ類の根	●		0.1
かぶ類の葉	●		0.1
西洋わさび	●		0.1
クレソン	●		0.1
はくさい	○	0.7	0.7
キャベツ	○	0.7	0.7
芽キャベツ	○	0.7	0.7
ケール	●	2.0	2
こまつな	●	2.0	2
きょうな	●	2.0	2
チンゲンサイ	○	2.0	0.1
カリフラワー	○	0.7	0.7
ブロッコリー	○	0.7	0.7
その他のあぶらな科野菜 ⁵	●	2.0	2
ごぼう	●		0.1
サルシフィー	●		0.1
アーティチョーク	●		0.1
チコリ	●		0.1
エンダイブ	●		0.1
しゅんぎく	●		0.1
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	●		0.1
その他のきく科野菜 ⁶	●		0.1
たまねぎ	○	0.15	0.1
ねぎ(リーキを含む)	●		0.1
にんにく	●		0.1
にら	●		0.1
アスパラガス	●		0.1
わけぎ	●		0.1
その他のゆり科野菜 ⁷	●		0.1
にんじん	●		0.1
パースニップ	●		0.1
パセリ	●		0.1
セロリ	●		3
みつば	●		0.1
その他のせり科野菜 ⁸	●		0.1
トマト	○	1	1
ピーマン	●	3	5
なす	○	1	1
その他のなす科野菜 ⁹	●	2	5
きゅうり(ガーキンを含む)	●	0.2	1
かぼちや(スカッシュを含む)	●	0.1	1
しろうり	●	0.1	1
すいか	○	0.1	0.1

ピリプロキシフェン(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
メロン類果実	○ 0.1	0.1
まくわうり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜	● 0.1	1
ほうれんそう	●	0.1
たけのこ	●	0.1
オクラ	● 0.02	5
しょうが	●	0.1
未成熟えんどう	○ 0.2	0.1
未成熟いんげん	○ 0.2	0.2
えだまめ	○ 0.2	0.1
マッシュルーム	●	0.6
しいたけ	●	0.6
その他のきのこ類 ¹¹	●	0.6
その他の野菜 ¹²	● 0.2	1
みかん	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 0.5	0.5
レモン	○ 0.5	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	○ 0.5	0.5
グレープフルーツ	○ 0.5	0.5
ライム	○ 0.5	0.5
その他のかんきつ類果実 ¹³	○ 0.5	0.5
りんご	○ 0.2	0.2
日本なし	○ 0.2	0.2
西洋なし	○ 0.2	0.2
マルメロ	○ 0.2	0.2
びわ	○ 0.2	0.2
もも	○ 1.0	0.1
ネクタリン	● 1.0	1
あんず(アプリコットを含む)	● 1.0	1
すもも(プルーンを含む)	● 1.0	1
うめ	●	0.1
おうとう(チェリーを含む)	● 1.0	1
いちご	○ 0.3	0.3
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	● 1.0	1
クランベリー	●	0.1
ハックルベリー	● 1.0	1
その他のベリー類果実 ¹⁴	● 1.0	1
ぶどう	○ 0.5	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	● 1.0	1
アボカド	● 1.0	1

ピリプロキシフェン(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
パイナップル	●	0.1
グアバ	○ 0.1	0.1
マンゴー	● 1.0	1
パッションフルーツ	○ 0.1	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実 ¹⁵	● 1.0	1
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	○ 0.05	0.05
なたね	●	0.1
その他のオイルシード ¹⁶	●	0.1
ぎんなん	●	0.1
くり	○ 0.02	0.02
ペカン	○ 0.02	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02
くるみ	● 0.02	0.1
その他のナッツ類 ¹⁷	○ 0.02	0.02
茶	○ 0.3	0.1
コーヒー豆	●	0.1
カカオ豆	●	0.1
ホップ	●	0.1
その他のスパイス ¹⁸	● 1.0	1
その他のハーブ ¹⁹	● 2.0	2
牛の筋肉	○ 0.01	0.01
豚の筋肉	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.01	0.01
豚の脂肪	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	0.01
牛の肝臓	○ 0.01	0.01
豚の肝臓	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	0.01
牛の腎臓	○ 0.01	0.01
豚の腎臓	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	0.01
牛の食用部分	○ 0.01	0.01
豚の食用部分	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	0.01
乳	●	0.02
ミネラルウォーター類	○ 0.3	0.3
綿実油(食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)	○ 0.01	0.01

ピリプロキシフェン(つづき)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
綿実油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	○ 0.01	0.01

ペノキスラム(除草剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米(玄米をいう)	○ 0.05	0.02

○:平成19年12月28日施行

●:平成20年6月28日施行

※残留基準を設定したスピロメシフェンは、スピロメシフェン及び4-ヒドロキシ-3-メシチル-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オンをスピロメシフェン含量に換算したものの和をいうこと。

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

- 1.「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
2. いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- 3.「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 4.「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
- 5.「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワーブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 6.「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- 7.「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 8.「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 9.「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 10.「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 11.「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(別紙2)

トルトラズリル(抗コキシジウム薬)

食品名	残留基準値	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.1	0.3
豚の筋肉	○ 0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹ の筋肉	○ 0.1	
牛の脂肪	○ 0.3	0.6
豚の脂肪	● 0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	
牛の肝臓	○ 1	2
豚の肝臓	○ 2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.5	
牛の腎臓	○ 0.5	1
豚の腎臓	○ 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.5	
牛の食用部分	○ 0.5	2
豚の食用部分	● 0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 1	
鶏の筋肉	○ 1	0.9
その他の家きん ² の筋肉	○ 0.5	0.3
鶏の脂肪	○ 2	0.2
その他の家きんの脂肪	○ 1	0.2
鶏の肝臓	○ 4	2
その他の家きんの肝臓	○ 2	0.8
鶏の腎臓	○ 4	2
その他の家きんの腎臓	○ 2	0.7
鶏の食用部分	○ 3	3
その他の家きんの食用部分	○ 2	1
鶏の卵	●	0.05
その他の家きんの卵	●	0.05

フルニキシン(非ステロイド性抗炎症薬)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹ の筋肉	● 0.01	0.05
牛の脂肪	○ 0.03	0.03
豚の脂肪	○ 0.2	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.02	0.05
牛の肝臓	○ 0.3	0.2
豚の肝臓	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.05
牛の腎臓	○ 0.1	0.1
豚の腎臓	○ 0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.05
牛の食用部分	○ 0.3	0.1
豚の食用部分	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.05
乳	○ 0.04	0.02

マルボフロキサシン(合成抗菌剤)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	● 0.1	0.2
豚の筋肉	● 0.05	0.2
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	● 0.1	0.2
豚の肝臓	● 0.05	0.2
牛の腎臓	● 0.15	0.2
豚の腎臓	● 0.1	0.2
牛の食用部分	● 0.05	0.2
豚の食用部分	● 0.05	0.2
乳	● 0.075	0.08

メロキシカム(非ステロイド性抗炎症薬)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
豚の筋肉	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹ の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
豚の脂肪	● 0.01	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	● 0.05	0.07
豚の肝臓	● 0.01	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.02	0.07
牛の腎臓	● 0.05	0.1
豚の腎臓	● 0.01	0.09
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.07
牛の食用部分	● 0.05	0.07
豚の食用部分	● 0.01	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.07
乳	○ 0.02	0.01

○:平成19年12月28日施行

●:平成20年6月28日施行

※残留基準を設定したトルトラズリルは、トルトラズリル並びにトルトラズリルスルホン及びトルトラズリルスルホキシドをトルトラズリル含量に換算したものの和をいうこと。

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品に関して、マルボフロキサシンについては、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規則の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用され、それ以外については一律基準(0.01ppm)が適用される。

1. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

2. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。